

「札幌市民泊総合窓口運営管理業務」にかかる質問と回答（令和4年3月4日現在）

	資料名称	該当ページ等	質問内容	回答
1	仕様書	2-ジ目 2 基本方針 (6) 適正な届出の確保	「専門的な知見を有する者」との記載がありますが、「専門的な知見を有する者」とは、具体的に何を指しますか。 また、この費用負担は委託者、受託者いずれとなりますか。	下記二点に該当する者を指します。 ・住宅宿泊事業法及びその関連規定に精通している者 ・行政書士等、官公署の届出等の事務手続きに精通している者 また、費用負担は受託者となります。